

愛知川上流漁業協同組合内共第7号第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、愛知川上流漁業協同組合（以下「組合」という。）の有する内共第7号第五種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（あゆ、にじます、あまご、いわなをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

（遊漁の承認及び遊漁料の納付義務）

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、日券の場合には口頭で、その他の場合には遊漁対象水産動植物、漁具、漁法を記載した遊漁承認申請書を提出又はオンラインシステムによりしなければならない。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、当該遊漁の承認により当該水産動物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第12条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、直ちに、第8条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

（キャッチアンドリリース区間の設置）

第3条 次の表のア欄に掲げる魚種は、イ欄に掲げる区域でウ欄に掲げる期間においては、採捕した魚の所持又は販売をしてはならず、その場で再放流しなければならない。

ア 魚種	イ 区域	ウ 期間
あまご・いわな	神崎川発電所取水口堰堤から 神崎川の大湯堰堤まで	遊漁期間中

2 前項の公表は、この組合の掲示場に掲載して公表するものとする。

(漁具・漁法の制限)

第4条 次の表の左欄に掲げる漁具・漁法は、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲内でなければならぬ。

漁具・漁法	規 模
友釣・竿釣・引掛・徒手採捕	各1漁具 ただし、あゆを対象としたルアーを用いた漁法は禁止とする。

(遊漁期間)

第5条 各魚種の遊漁期間は、次の表のとおりとする。

魚種	漁具・漁法	期間
あゆ	友釣・毛針釣	解禁日より9月30日まで
	餌釣・引掛け	解禁日より9月30日まで
にじます あまご いわな	竿釣 徒手採捕	解禁日より9月30日まで 濃密放流区においては、にじますを対象に通年とする

2 前項の公表は、この組合の掲示場に掲載して公表するものとする。

(禁止区域)

第6条 前条の規定による期間内であっても、次の表のア欄に掲げる区域内においては、イ欄に掲げる漁具・漁法により、ウ欄に掲げる期間中、遊漁をしてはならない。

ア 区域	イ 漁具・漁法	ウ 期間
須谷農業用取水口（通称、須谷湯）から一番の滝までの区域の須谷川	フライ釣以外の漁法	遊漁期間中
水上農業用取水口（通称、水上湯）から須谷農業用取水口までの区域の須谷川	餌釣・テンカラ以外の漁法	遊漁期間中
神崎川発電所取水口堰堤から神崎川の大湯堰堤まで	フライ釣・テンカラ以外の漁法	遊漁期間中
黄和田橋から茶屋川および神崎川の上流端まで	友釣り以外のすべての漁法	解禁日より8月最終の日曜日まで

(全長制限)

第7条 次の表の左欄に掲げる魚種は、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚種	全長
にじます	全長 12 cm以下
あまご	全長 12 cm以下
いわな	全長 12 cm以下

(遊漁料の額及び納付方法)

第8条 遊漁料の額は、次の表のとおりとする。ただし、遊漁者が未就学の幼児のときは無料、小中学校生徒または肢体不自由者のときは、同表に掲げる額の二分の一に相当する額とする。

魚種	漁具・漁法	区域	遊漁料	
			日券	年券
あゆ	友釣・毛針釣 餌釣・引掛	漁業権漁場区 域内	期間中 2,000円	8,000円
にじます あまご いわな	竿釣 徒手採捕	愛知川支流須 谷川の水上農 業用取水口(通 称、水上湯)か ら一番の滝ま での区域(濃密 放流区)	期間中 4,000円	なし
		竿釣	期間中 2,000円	6,000円

2 遊漁料の納付は、愛知川上流漁業協同組合事務所、組合が組合事務所前の掲示板に掲げる場所又は組合が指定するオンラインシステム（以下「オンラインシステム」という。）において納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付する場合は、第1項に掲げる額に2,000円を加算した額とする。

(遊漁承認証に関する事項)

第9条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証（オンラインシステムにより発行されるものを含む。）を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名、住所
- (2) 承認期間
- (3) 魚種
- (4) 漁具・漁法
- (5) 遊漁区域
- (6) 遊漁料の額
- (7) 注意事項
- (8) その他参考となるべき事項
- (9) 発行者名

2 遊漁承認証の交付は、前条第2項の規定する場所、組合が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。

3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第10条 遊漁者は、遊漁する場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。なお、オンラインシステムで遊漁料を納付した場合は、遊漁承認証を印刷し、携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。ただし、印刷した遊漁承認証を、携帯できない場合は、遊漁料認証を表示したオンラインシステムの画面又は写しを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者および他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は、組合が漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

(漁場監視員)

第11条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

- (1) 氏名
- (2) 有効期間
- (3) 注意事項
- (4) その他必要な事項
- (5) 発行者名

(違反者に対する措置)

第12条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。